

令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の作成と提出について

里庄町 税務課

平素から、町税務行政につきまして格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、給与支払報告書の作成と提出につきましては、次の点にご協力くださいますようお願いいたします。

※本通知は里庄町に令和4年分の給与支払報告書の提出があった事業所へ送付しています。**令和5年分の対象者がいない場合は提出不要**ですのでご了承ください。

※里庄町へ提出する給与支払報告書（個人別明細書）は「**正本**」**1部のみ**ご提出ください。

◎提出について **提出期限：令和6年1月31日（水）**

※早期提出（なるべく令和6年1月22日まで）にご協力ください。

給与支払報告書（個人別明細書）に、同封の里庄町専用の総括表を必ず添付して提出してください。税理士等に事務を依頼されている場合は、総括表を税理士の方へお渡しください。専用の総括表を提出いただく場合は、一般様式の総括表の提出は不要です。電子申告（eLTAX）を利用して給与支払報告書を提出される場合は、紙の総括表の提出は不要です。

○「給与所得の源泉徴収票（本人交付用）」は、給与所得者（従業員）本人に必ず交付してください。

○各記入項目については、計算誤り等がないかご確認のうえ提出してください。

○提出後に訂正がある場合は、正しい内容で新たに給与支払報告書を作成し、「**摘要**」欄に『**訂正分**』と朱書きして、訂正が生じた方のみ再度提出してください。

※給与支払報告書（個人別明細書）の用紙は、税務署でお受け取りください。

◎提出対象者について

令和6年1月1日現在において給与の支払いを受けているすべての方と令和5年中に退職された方で給与支払金額が30万円を超える方は、給与支払報告書の提出が義務づけられています。

なお、令和5年中に退職された方で給与支払金額が30万円以下の方についても、適正な課税のための資料として必要ですので、必ずご提出くださいますようお願いいたします。

◎給与支払報告書（個人別明細書）の記入上の注意点

給与支払報告書（個人別明細書）は、「給与所得の源泉徴収票」とほぼ同一様式です。国税庁作成の「**令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引**」をご確認のうえ、作成してください。

○氏名には必ずフリガナをつけ、生年月日、個人番号（マイナンバー）を記入してください。住所は令和6年1月1日の住所を給与所得者（従業員）本人に確認のうえ記入してください。退職者は退職時の住所を記入してください。

○新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の金額の内訳をそれぞれ記入する欄が設けられています。生命保険料の控除額を記入する場合は、**必ず各支払保険料の金額の内訳についても記入**してください。

○「16歳未満扶養親族の数」欄に16歳未満の扶養親族（平成20年1月2日以降に生まれた方）の数を記入してください。

○「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄及び「16歳未満の扶養親族」欄には、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者）、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人

番号を記入してください。5人以上の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がいる場合には、「摘要」欄に括弧書きの数字で付番するとともに、その親族の氏名を記入（16歳未満の扶養親族の場合は氏名の後に『（年少）』を追記）し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に、付番した括弧書きの数字とともに個人番号を記入してください。控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分欄に『01』～『04』の区分を記入してください。

- 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、「摘要」欄に同一生計配偶者の氏名及び氏名の後に『（同配）』を記入してください。
- 普通徴収に該当する方がいる場合には、「摘要」欄に**普通徴収に該当する理由（記号又は略語）を記入**し、**必ず『普通徴収切替理由書』を添付して提出**してください。

年末調整で住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けた方の記入について

- ①年末調整の際に所得税において**住宅借入金等特別控除の適用がある方**については、「居住開始年月日」欄に**居住開始年月日**を記入してください。また、居住開始年月日が平成26年4月1日以降で、その住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、「住宅借入金等特別控除区分」欄に記入した区分（住・認・増・震）の後に『（特）』を、特別特定取得に該当する場合には『（特特）』を、「特例特別特例取得」に該当する場合には『（特特特）』を記入してください。住宅が「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合は、区分に応じて『住（特家）』、『認（特家）』、『震（特家）』を記入してください。
- ②年末調整で、所得税から**住宅借入金等特別控除が引ききれなかった場合は**、「住宅借入金等特別控除可能額」欄に所得税源泉徴収簿の『③住宅借入金等特別控除額』を転記してください。
- ①及び②の記入がない場合、個人住民税における住宅ローン控除の適用ができるかどうかの判定や控除額の算出ができませんので、記入もれのないようにお願いします。

就職前の給与等（前職分）を含めて年末調整を行った場合

「摘要」欄に、**前職分の支払者の名称・所在地、給与支払額、社会保険料の金額、源泉徴収税額、退職年月日**を必ず**記入**してください。前職が複数ある場合は、それぞれの内訳を記入してください。記入がない場合は、前職分を含まずに報告されているものとして取り扱います。

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）による徴収と納入が必要です。岡山県と県内全市町村では、平成28年度から個人住民税の特別徴収（給与天引き）を徹底しています。**特別徴収できない（普通徴収の基準に該当する）方がいる場合には、別紙の「普通徴収切替理由書」の提出と個人別明細書摘要欄への該当理由の記号又は略語の記入が必要となります。切替理由書の提出又は該当理由の記入がない場合には、特別徴収として取り扱います**ので、ご留意いただきますとともに、個人住民税の特別徴収にご理解とご協力をお願いします。

- ◆給与支払報告書提出時には「特別徴収対象者」としていた方が退職した場合は、『給与支払報告に係る給与所得者異動届出書』を必ず提出してください。

《給与支払報告書の提出先・お問い合わせ先》

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見1107番地2 里庄町 税務課
電話番号 0865-64-3113（8:30~17:15 但し、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く）